

大阪府最低賃金

936

時間額

円

平成30年10月1日から

使用者も、労働者も必ず確認。

※確認の方法は裏面参照

最低賃金についてご不明の点がありましたら大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）
または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



賃金引き上げを応援します！

《支給要件が緩和され、さらに使いやすくなりました！！》

○業務改善助成金のご案内（平成30年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

※平成30年度の交付申請期限は、平成31年1月末日までです。

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06-6941-4630）

または厚生労働省ホームページまで。

業務改善助成金

検索

○キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内 （中小企業以外も利用可能）

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局助成金センター（電話：06-7669-8900）におたずねください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（平成30年9月）

最低賃金との確認方法

前提条件:平成30年10月1日改定
大阪府最低賃金1時間当たり936円

■賃金の支払われ方が、

- 1 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
 - 2 日給制の場合 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 3 月給制の場合 月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 4 請負給の場合 賃金算定期間(賃金締切期間)について支払われた
(出来高払制) 請負給の総額 \div その期間の総労働時間 \geq 最低賃金額
- 1~4が混在する場合 それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それを合計した額と最低賃金額と比較します。

■月給制の場合の換算例

[例] 年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給157,200円の方は、上記3の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は、

・8時間 \times 252日 \div 12か月=168時間

・157,200円 \div 168時間=935.71.....円 $<$ 936円

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

◎ 次の賃金を除いて最低賃金以上とすることが必要です。

・精皆勤手当、通勤手当、家族手当

・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)

・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 最低賃金を下回る場合は罰せられることがあります。

◎ 特定の産業については、大阪府最低賃金より高い金額で、特定最低賃金が定められている場合がありますので、当局ホームページをご確認下さい。

◎ 大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

大阪労働局 最賃

検索

《中小企業・小規模事業者のみなさまの働き方改革を応援します!》 (平成30年度)

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内 (無料相談窓口)

働き方改革に、積極的に取り組む中小企業等事業者の皆様を支援する相談窓口を設けております。
表面記載の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談等も行っております。

・予約制により、平日17:00~19:00及び土曜日13:00~17:00も相談可能です。(本所のみ)

・ご相談の内容によっては専門家の派遣も行っております。(本所のみ)

◆ 受付(本所・出張所とも):月曜日~金曜日 9:00~17:00 ※土日祝祭日を除く ◆

【本所】

住所:大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5F (電話:0120-791-149)

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-oosaka/>

【堺出張所】

住所:堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F (電話:0120-601-144)

大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金		時間額(発効年月日)	適用の範囲
		936円 (平成30年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	937円 (平成30年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1) 手作業による包装又は袋詰め業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務 主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	937円 (平成30年12月1日)		
自動車小売業	937円 (平成30年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	939円 (平成30年12月1日)		
自動車・同附属品業	941円 (平成30年12月1日)		
鉄鋼業	946円 (平成30年12月1日)		
塗料製造業	948円 (平成30年12月1日)		

賃金引上げを応援します！

- ・業務改善助成金のご案内(平成30年度)(中小企業向け)
生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。
- ・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(中小企業以外も利用可能)
全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。
- ・中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内(平成30年度)

裏面をご確認ください。

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

各種助成金等のご案内

業務改善助成金のご案内(平成30年度)(中小企業向け)

- ・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

- ・生産性向上のための設備投資の例

支給要件が緩和され、さらに使いやすくなりました！！

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
 - 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
 - パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった
- ※平成30年度の交付申請期限は、平成31年1月末日までです。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係
(電話06-6941-4630) または厚生労働省ホームページまで

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内(平成30年度)

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

働き方改革に、積極的に取り組む中小企業等事業者の皆様を支援する相談窓口を設けております。上記記載の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談等も行っております。

- ・予約制により、平日17:00~19:00及び土曜日13:00~17:00も相談可能です。(本所のみ)
- ・ご相談の内容によっては専門家の派遣も行っております。(本所のみ)

受付(本所・出張所とも):月曜日~金曜日 9:00~17:00 ※土日祝祭日を除く

【本所】住所:大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5F (電話:0120-791-149)

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-oosaka/>

【堺出張所】住所:堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F (電話:0120-601-144)

◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- ・ 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ・ 日給制の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ・ 月給制の場合 月給 \div 1か月平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額

◎ 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則が定められています。